

安芸高田市官民連携手法検討調査業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「安芸高田市官民連携手法検討調査業務」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務委託の名称

安芸高田市官民連携手法検討調査業務

(2) 業務内容

別紙「安芸高田市官民連携手法検討調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

4 提案上限額

5,856,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって契約額や予定価格を示すものではない。なお、提案上限額を上回る金額による提案は失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、参加表明書提出日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 安芸高田市物品等入札参加資格者名簿に登録された者又は当該資格審査の申請手続済である者。
- (3) 公告の日から契約締結日までのいずれの日において、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じる

- べき者、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 市税及び消費税等の滞納がない者であること。
- (8) 法人であること。
- (9) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (10) 自治体等において同種業務又は類似業務の実績、及び本業務を遂行するに十分な能力を有していること。
- (11) 応募は単独に限らず共同企業体（JV）でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体（JV）の全構成員は、参加資格（1）～（9）の要件を満たす者であること。
- イ 参加資格（10）の要件については、構成員のうち少なくとも1者が満たしていること。
- ウ 共同企業体（JV）の構成員は、他の共同企業体（JV）の構成員となることはできない。
- (12) その他の法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6 スケジュール

実施期日	実施内容
2026年7月15日（水）	プロポーザル参加者の公募及び 参加表明書受付開始
2026年7月15日（水）～7月22日（水）午後5時まで	質問受付期間
2026年7月27日（月）	質問に対する最終回答
2026年7月30日（木）午後5時まで	参加表明書提出期限
2026年8月12日（水）	参加資格確認結果通知
2026年9月30日（水）午後5時まで	企画提案書等の提出期限
2026年10月2日（金）～10月14日（水） ※日時等詳細が決まり次第通知	プレゼンテーション審査
2026年10月20日（火）予定	審査結果の通知
2026年10月下旬	契約締結

7 関係書類の配布方法

- (1) 配布方法
安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする。
- (2) 掲載期間
2026年7月15日（水）～9月30日（水）午後5時まで
- (3) 掲載資料
- ア 安芸高田市官民連携手法検討調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 安芸高田市官民連携手法検討調査業務仕様書
- ウ 企画提案書作成要領

8 説明会

説明会は実施しない。

9 提出書類・提出期限

提出書類		部数	提出期限
公募型プロポーザル参加表明書（様式 1）		1 部	7 月 30 日（木）
質問書（様式 2）※メールで提出すること。			7 月 22 日（水）
申込者に関する資料	事業者の事業内容が分かるもの （パンフレット等）	1 部	7 月 30 日（木）
	業務実施体制に係る資料（任意様式） ※1	1 部	
	他の同種・類似業務を受託した一覧表 ※2 （任意様式）	1 部	
	安芸高田市物品等入札参加資格審査申請書 受付表の写し ※3	1 部	
	共同企業体協定書（任意様式） ※4	1 部	
企画提案書※5	提案書概要版（A3 1～2 枚程度）	8 部	9 月 30 日（水）
	提案書（A4 縦長 30 ページ以内）	8 部	
見積書	正本	1 部	
	写し	7 部	
情報非公開希望申立書（様式 3） ※6		1 部	
プレゼンテーション出席者名簿（様式 4）		1 部	
プロポーザル参加辞退届（様式 5）		1 部	

※1 業務を実施するにあたり必要な人員体制を記載すること。

※2 同種業務とは、「複合施設整備の基本構想の策定業務又は「複合施設整備の民間活力導入可能性調査業務」とする。

類似業務とは、「同種業務以外の公共施設整備の基本構想の策定業務」又は「同種業務以外の公共施設整備の民間活力導入可能性調査業務」とする。

※3 安芸高田市物品等入札参加資格審査の申請手続済である者が参加する場合に提出を要する。

※4 共同企業体として参加する場合に提出を要する。構成事業者の役割分担を記載した参加者構成表を添付すること。

※5 企画提案書は別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

※6 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もあ

る。)なお、非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

10 提出方法等

(1) 提出方法・提出時間

安芸高田市企画部政策企画課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の場合も期限内に必着すること。

【受付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合も提出期限内に必着）】

(2) 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

(3) 特記事項

ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。

イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。

ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。

オ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

11 質疑・回答

(1) 提出期間

2026 年 7 月 15 日（水）から 7 月 22 日（水）

(2) 提出方法

質問書（様式 2）により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電話を受け付ける時間は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

メールアドレス：seisakukikaku@city.akitakata.jp

電話番号：0826-42-5612

(4) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。提出された質問に対する回答は、2026 年 7 月 27 日（月）までに安芸高田市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

12 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2026 年 10 月 2 日（金）から 10 月 14 日（水）を予定 ※詳細については別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市役所

(3) 出席人数

3 名以内とし、業務従事予定者とする。

(4) 提案時間

1 者あたり 30 分以内（提案 20 分以内、ヒアリング審査 10 分程度）

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。
ただし、スクリーン、電源、机、椅子については市が準備する。

(6) その他

ア 提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとする。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。

イ 遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

ウ 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

13 審査及び選定方法

安芸高田市官民連携手法検討調査業務にかかる公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市官民連携手法検討調査業務受託候補者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査する。

(1) 設定した基準に基づいて、企画提案書及び企画提案作品、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。

(2) 応募が 1 者の場合であっても審査を行う。

(3) 審査にあたっては、各評価委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。なお、総合評価点のうち提案評価点の満点（90 点）の 6 割の点（54 点）を最低基準点とする。

(4) 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応は次のとおり。

ア 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。

イ 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、評価委員で協議して、最優秀提案者を決定するものとする。

(5) 評価委員の氏名については、公表しない。

(6) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(7) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

(8) 選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。
最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

14 評価項目及び評価基準

- (1) 評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。
- (2) 評価委員の評価項目ごとの点数の平均点を算出し、全評価委員の平均点をもって、企画提案者ごとの点数を決定する。

審査項目	審査内容	配点
業務実績	・ 同種業務又は類似業務に関する実績が十分あるか	5
実施体制	・ 適正な業務履行が可能な人材や体制が確保されているか	5
テーマ 1 業務実施方針について	・ 本業務の背景・目的を十分に理解しているか	5
	・ 業務の目的に合致した実施方針が示されているか	5
テーマ 2 業務実施手順、実施工程、 業務の進捗管理方法について	・ 工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な 実施手順、実施工程となっているか	5
	・ 効果的な進捗管理方法が提案されているか	5
テーマ 3 本業務の調査の具体的な 進め方について	・ 本市の特性を踏まえ、業務の趣旨・目的に合致した具体的 な提案であるか	10
	・ 実現可能性のある提案であるか	10
	・ 独自性のある提案であるか	10
テーマ 4 本事業で想定される事業 手法・事業スキームとその 留意点について	・ 本市の特性を踏まえ、業務の趣旨・目的に合致した具体的 な提案であるか	10
	・ 実現可能性のある提案であるか	10
	・ 独自性のある提案であるか	10
提案評価点		90
見積額による採点	・ $10 \times (\text{全体提案者内の最低見積}/\text{提案者の見積額})$ ※小数点第 2 以下切り捨て	10
価格評価点		10
総合評価点 = (提案評価点 + 価格評価点)		100

15 契約

- (1) 評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、時点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。
 - ア 私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為
 - イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談
 - ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示
- (3) 参加申し込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、2026 年 9 月 30 日（水）までにプロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。
- (4) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については、契約締結事業者の負担とする。